

ため池の総合対策について

1 要旨・目的

県では、農業生産に不可欠な農業用水の確保を図るとともに、ため池の決壊等による災害の未然防止を目的として、ソフト・ハード両面からの「ため池の総合対策」を推進しており、その取組状況について報告する。

2 現状・背景

平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池の決壊・損壊等により、下流への被害が発生したことから、平成31年3月に「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し、国の「ため池対策関係法※」に基づき、浸水想定区域図の公表などの迅速な避難行動に繋がる対策や、届け出による利用実態の把握及び補強・廃止などの防災工事の推進を図っている。

※ ため池の適正な管理を図るため、所有者等の届け出の義務化等を定めた「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行）」（以下、「ため池管理保全法」という。）及び防災工事を集中的かつ計画的に推進するため、国の財政的な措置等を定めた「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）」（以下、「ため池工事等特措法」という。）をいう。

3 概要

(1) 対象者

ため池管理者等

(2) 事業内容（実施内容）

ア 農業用ため池の実態把握（ため池管理保全法に基づく届出等）

（ア） 農業用ため池の届出書の提出

決壊した場合に人への被害のおそれがある防災重点ため池について、地域に精通した方々の協力のもと、聞き取りや現地調査等による管理者等の確知を進め、電話や訪問等の要請を行い、6,030箇所（約97%）の届出書が提出された。

項目	届出対象数①	提出状況（令和4年5月末）	
		箇所数②	割合（②/①）
農業用ため池の届出	17,764 箇所	14,056 箇所	79.1%
うち防災重点ため池	6,244 箇所	6,030 箇所	96.6%

※農業用ため池のうち、市町所有（632箇所（うち防災重点ため池、269箇所））及び市町等が現状把握や安全対策等を行う管理者等が不明なため池（294箇所（うち防災重点ため池、294箇所））を除く。

引き続き、市町と連携して、届出書の提出を要請するとともに、防災重点ため池以外のため池についても、年度内に存否を確認し、令和5年度の届出書の提出完了を目指す。

また、利用実態がない防災重点ため池について、廃止工事を含め安全対策（落水・点検等）や、緊急時には速やかに状況の把握を行い必要な対策を講じていけるよう、市町等と調整しながら進めている。

イ 防災工事の推進

(ア) 農業用水源として利用するため池（診断，補強工事）

防災重点農業用ため池の劣化診断等について，令和3年度より約2,900箇所の診断を実施し，令和4年度においても，約2,100箇所の診断を予定している。今後，診断結果等に基づき，補強工事が必要な箇所の対策を進めていく。

なお，防災重点農業用ため池の補強工事の実施にあたっては，受益者の費用負担が対策工事の支障ともなっていることから，令和3年度より，農家負担を求めない費用負担割合を適用し，対策の推進を図ることとしている。



劣化診断の実施状況（安芸高田市）

(イ) 農業用水源として利用しなくなったため池（廃止工事）

これまで，111箇所のため池廃止工事を完了しており，本年度は防災重点農業用ため池162箇所（うち工事中63箇所）について，事前に水位を下げるなどの安全確保を図ったうえで，引き続き，市町と連携した権利関係の調整や，業者確保に向けた取組を行いつつ，廃止工事を進めていく。



ため池廃止工事（安芸高田市）

(ウ) 管理体制の強化

令和3年度に，広島県ため池支援センターを設立し，健全度が低い防災重点農業用ため池を対象としたパトロールや，管理者の主体的な管理を促すための研修を開始した。

本年度は，現在実施中の診断結果に基づく必要箇所のパトロールや，管理者に向けた研修を本格的に実施するとともに，新たに，防災重点農業用ため池の管理者向け電話相談窓口を設置するなど，管理体制の強化に向けた取組を進める。



管理者研修状況（東広島市）

(3) スケジュール

対策期間 平成30年度～令和12年度

(4) 予算（国庫・単県）

2,848,689千円

（令和3年度補正850,000千円＋令和4年度当初1,998,689千円）